

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月4日

門真市公平委員会

委員長 中道 秀樹

令和8年8月4日
門真市公平委員会規則第4号
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
機関		職	機関		職
市長部局	〃 略		市長部局	〃 略	
	かどま歴史ミュー	略		歴史資料館	略
	ジウム				
	〃 略			〃 略	
〃 略			〃 略		

附 則
この規則は、令和8年8月18日から施行する。